令和 4 年度 第 1 回 滋賀県地域医療対策協議会 議事概要

日 時:令和4年8月31日(火)18:00~20:12

場 所:滋賀県危機管理センター2階 災害対策室 本部室 (2F)

出席委員:金子隆昭会長、田中俊宏委員、辻川知之委員、楠井隆委員、古家大祐

委員、小椋英司委員、上本伸二委員、宮本享委員、駒井和子委員、堀江和博委員、鹿田由香委員、梅田朋子委員、西島節子委員、木築野百

合委員、中村由紀子委員、角野文彦委員

(16名)

欠席委員:越智眞一委員、夜久均委員、石田展弥委員、宮本和宏委員、塚田多

佳子委員(5名)

事 務 局:健康医療福祉部 市川部長、丸山次長、切手医療政策課長等

<議事の経過概要>

開会宣告 18時00分

健康医療福祉部長 挨拶

定足数確認

事務局より、本日の出席者は定足数、過半数を超えており、滋賀県地域医療対策協議会規則第3条第3項の規定により、会議が有効に成立している旨の報告があった。

議題

(1) 議題1 医師の専門研修制度について

事務局より資料に基づいて説明があり、それに対する質疑応答が行われた。 その後、決を採り、本日の議論で指摘のあった内容を修正のうえ可決すべきも のと賛成多数で決した。

委員	大津・湖南圏域については全国的に比べても医師が多数い
	るとのことであり、大津には大学病院、日赤、市民病院、J
	CHOと大病院が4病院、それ以外の中小病院がおよそ十数
	病院あり、病院間にも医師の偏在はある。大津市全体でみる
	とかなり多いということであるが、中小の病院は全く医師が
	足りていない状況。大津市内でも北部は医師が非常に少な
	く、病院間で格差がある。大津市全体の数字を見るのではな
	く、大病院は医師が確保できており、中小病院は医師が非常
	に少ないということを県に認識してもらえればと思う。
事務局	ご指摘のとおり、県としてもその認識を持ちながら、医師

	確保、偏在是正に力を入れたいと考えている。 県内の 14 の
	臨床研修が出来る病院に医師が集中しがちなところはある
	が、臨床研修修了後に、専攻医を取得し、他の医療機関への
	就業を目指す者もいる。民間の病院が大津圏域内には 15 あ
	るが、病院間での医師の偏在は感じているので、診療科偏在
	も含め、決して大津だからといって医師が潤沢ではないとい
	う意識を持って検討、対策を進めていきたい。
委員	医師偏在に関して、令和2年2月のデータとなっている
	が、このデータの基は 2017 年の人口動態なので、そろそろ
	ブラッシュアップの時期かと思う。
事務局	滋賀県が医師偏在指標において医師多数県であるのは誰
	が見てもおかしく、人口 10 万人あたりの医師数は全国 32 番
	目と下位である。国による医師需給分科会の場で医師の需給
	推計が出されているが、そのデータを基に日本専門医機構が
	専門研修プログラムのシーリングを行っている。医師の需給
	推計を根拠にすることは適当でないと県から働きかけてい
	るものの、専門医機構の委員が「数字をコロコロ変えるべき
	ではない」と意見しているようだ。ただ、滋賀県としては引
	き続き国に働きかけていきたい。
委員	リアルタイムのデータを見ないといけない。5年前、10年
	前のデータを見ても何にもならない。人口の少ない県がその
	まま医師少数県になっていたりするので、現実に合わないデ
	ータを使っていても仕方ない。コロコロ変えるべきではない
	という意見はおかしい。現状を認識して考えていただきた
	٧١°
委員	大津圏域でも病院ごとに状況が異なる。奨学金をもらって
	いる地域枠医師は、義務年限中に一定期間をB群で勤務する
	ことになるが、大津・湖南圏域に属する病院は一律にA群に
	指定されている。単純に地域だけでA群、B群と分けるので
	はなく、病院の規模によりA群、B群に分けることも可能だ
	と考えている。
事務局	地域枠の医師に関しては、義務年限の最後の数年間をB
	群、つまり大津・湖南圏域以外の医療機関で就業してもらう
	ことが望ましいと位置付けており、完全な強制では無いもの
	の、入局する教室との相談で勤務先を指定している。しかし、
	大津圏域内でも西と東では状況が全く違うため、県としても
	奨学金制度のあり方を改善する方向で取り組んでいるとこ
	ろ。地域医療との関わりを念頭に置いて、偏在是正を意識し

	て検討を進める。
委員	シーリング計算方法のところで、「採用数が少数の県に対
	する例外」において「過去3年の採用数の平均が少数(5以
	下)の都道府県別診療科はシーリングの対象外とする。」とあ
	るが、過去3年の採用数からすると滋賀県の小児科はここに
	入ることになる。そうであれば滋賀県はシーリングから外れ
	るはずであるが、シーリングの対象のままであるということ
	は、滋賀県の要望が認められなかったということか。
事務局	そのとおり。2018年から2020年の3年間に据え置かれて
	いる。
委員	意見に対しての回答はないのか。
事務局	本日までにはない。
委員	どう取り組まれていくのか。2020 年度はコロナの影響が
	あるので据え置くということになっているが、2年も続いて
	いるのでいい加減にしてもらえませんかと専門医機構に聞
	く勇気はないのか。今回の提案にも過去3年間のデータでき
	っちりやってほしいと書いてあるが、もっと強調しないと。
委員	今後もコロナではない感染症が起こったり、大規模災害が
	起こったり、突発的な事象で色々配慮しないといけない事象
	が起こり得るとは思うが、その場合には、最新のデータと据
	置きのデータのどちらか有利な方を自治体が採用できるよ
	うな制度に改めてほしいと申し出ていただきたい。
事務局	ご意見を参考に、厚生労働大臣に提出する意見に付け加え
	させていただく。
委員	今日の議題の中で卒前の学生さんに対する支援プランが
	あり、地域医療に触れていただくというプログラムがいくつ
	か紹介されているが、総合診療の先生が担っているプログラ
	ムが多い。これは、県が地域枠学生に対し総合診療を推奨し
	たいと思っているからなのか。もし推奨していくのであれ
	ば、総合診療は特に人口密度が低いような地域では一人で
	色々な診療科をカバーできるということで役に立つという
	意見もあるが、医師の偏在等に関わる政策全体の中で総合診
	療の位置づけをどう考えておられるのかを明らかにしたう
	えで、そのあたりを進めていかないと非常にちぐはぐなこと
	になる可能性があるので、そのあたりの県の見解を明らかに
	していただきたい。
事務局	地域枠の学生に関しては学生時分から地域医療を経験し
	てもらえるよう、大学と連携して取り組んでいるところ。一

	方的に総合診療だけに特化してということではないが、本県
	の政策の一つとして、医師の少ない地域等もあるので、その
	ような地域を担う総合的な医師を育てていくというのも一
	つの使命かと考えており、現在は地域枠の方々にそういった
	ところを目指していただきたいという思いを持っている。
委員	総合診療以外の診療科においても、人口密度の少ない地域
	において、あり方があると思う。いわゆる遠隔診療を研修医
	時代に体験してもらうというのも一つの研修になるし、色ん
	な診療科にとっての地域医療のあり方、支え方があるので、
	そのあたりを総合的に伝えた方が、地域医療のためになるの
	ではないか。
事務局	そのとおりだと思う。専門的な診療については、本県の場
	合は大学等がある南部地域に集中しているというイメージ
	が、今の卒業生にも多いと考えている。北部のエリアも含め、
	県内全体で急性期あるいは専門領域において活躍いただい
	ている医療機関もたくさんあるので、地域医療を行うにあた
	っても、総合診療だけが地域医療ではないということも学生
	の時分から教えていくというの県の務めと考えている。今の
	委員の意見はしっかりと参考にさせていただきたい。
委員	滋賀県が専門医制度に対して意見を言うときに、専門医機
	構はいつも都道府県別の足下充足率 0.8 以下ということを
	提示してくるが、滋賀県にも医師少数二次医療圏があるの
	で、考慮するよう意見するのがいいと考えている。専門医機
	構は、専門医をとってから5年の更新までの間に医師少数圏
	域に1年間の勤務を要件化すると意見していたが、基本領域
	学会が反対し、その文言が外れ、「多様な地域における診療
	実績」という表現にしてコンセプトを書き入れている。「多
	様な地域における診療実績」となりうる地域として、現在の
	ところ足下充足率 0.8 以下の都道府県ということになって
	いるが、滋賀県においても湖東や甲賀には医師少数スポット
	があり、そのようなスポットでの勤務経験も、十分多様な診
	療実績となりうると思う。
事務局	二次医療圏にスポットを当てたシーリング案となるよう
	に、厚生労働大臣に意見したい。
委員	募集定員に対する充足率が 50%以下という説明が何度も
	出てきたが、他の都道府県の充足率はどれぐらいか。それに
	出てきたが、他の都道府県の充足率はどれぐらいか。それに 比べてなお滋賀県が低いのであれば、かなり有効な主張にな

	٧١°
事務局	県独自の調査で専門研修プログラムに関する定員を県内
	各病院に照会をかけて集計したもので、残念ながら全国のデ
	ータを持ち合わせておらず、比較は今のところできていな
	い。また日本専門医機構等も公表していないので、今のとこ
	ろ県内の状況のみのコメントとなっている。
委員	比較の対象がないとあまり役に立たないので、そのあたり
	は慎重に考えるべきではないか。

(2) 議題2 キャリア形成卒前支援プランについて(報告)

事務局より資料に基づいて説明があり、それに対して質疑応答が行われた。なお、質疑応答の概要については、以下のとおり。

- 1 7 7777 17	(340)	
委員	総合診療以外にも光を当ててほしいというのも一つであ	
	るが、それ以外に今後の 10~20 年を考えると、地域医療の	
	中でICTの役割がどんどん増えていくと思う。滋賀県は、	
	びわ湖あさがおネットがそれなりに活用されているという	
	こともあるので、卒前支援プランにおいて年1回程度それを	
	体験するような場面を設定していただければありがたい。地	
	域医療を支えるというのは現場に行くばかりが全てではな	
	い。ICTの活用は学生のうちからしっかりと馴染んでおい	
	てもらわないといけない。	
事務局	総合診療だけでなく、医師としての資質に関わることや、	
	専門領域を並行して勉強できる仕組みを構築していきたい	
	と考えている。	
委員	地域医療を担う際に、ICTを活用しないといけない場面	
	はどんどん増えていくはずなので、ぜひICTに触れる機会	
	を作ってもらえればと思う。	
事務局	組み込めるようにキャリアサポートセンターとも一緒に	
	考えていきたい。	
委員	具体的に今このプログラムに属している方は何名ぐらい	
	いるのか。	
事務局	次年度の入学生から適用になるが、既にキャリアサポート	
	センター等で実施している事業を組み込んだものになる。同	
	意を得て実際に適用になるのが次年度の入学生からである。	
	キャリア形成プログラムは貸付と紐づいているので必須適	
	用だが、学生時代の卒前支援プランについては同意を得られ	
	たものに対し実施することになる。一定の希望はあると思っ	

	ているが、なかなか読めないところではある。
委員	どのくらいの人数が対象になり得るのか。
事務局	地域枠学生が 40 名程度、自治医大の学生が 15 名、また、
	修学資金を貸与している学生が滋賀医大の学生を含め数十
	名いるので、その者たちに声を掛けることになる。
委員	地域枠学生に対しては入試の時点で同意を取るのだと思
	うが、入学後に改めて同意書を徴取するとなると、トラブル
	になることはないのか。
事務局	オープンキャンパス等の場で周知徹底していきたい。卒前
	支援プランについては、入試の時点ではなくて入学時に同意
	を取ることになると考えている。
委員	キャリアサポートセンター主催の懇話会で講演をする等
	して地域枠学生と接点を持ったことがあるが、その際にアン
	ケートを実施すると良い手ごたえがある。卒前支援プランを
	受けた学生が最終的に地域に残ってくれる医者になるかの
	検証は必要。単に既存の事業をプランに落とし込むだけでは
	なく、ここを工夫することで定着するというような検証を加
	えてもらいたい。また、地域医療を学習する際に医師会活動
	のことも学生のうちからわかっていただくことも良いこと
	なので、声を掛けてもらえればありがたい。
事務局	今回は卒前の学生のプログラムであるが、奨学金貸与後の
	キャリア形成、どのように対象者が県に寄与したかというこ
	とのフィードバックがまだ本県としても十分できておらず、
	実際対象者をどのようにフォローアップしていくのかは重
	要なことであると認識している。卒前支援プランの実施は、
	今後の県内への定着率を高めていくための一つの方策とし
	て考えていきたいと思っており、医師会との協力も当然必要
	だと思っているので、診療所の先生方との連携であるとか、
	診療所での活動なども一緒にプログラムで共有させていた
	だきたい。
事務局	卒前支援プランは毎年度この地対協での御意見、また参加 トキ 労牛の発見す 5世 トズ・ケケロブラー シーフ・プレブン
	した学生の意見も反映して、毎年度ブラッシュアップしてい
	くことにしている。今年度は既存の事業を並べているが、次
	年度以降、ご意見を参考に、先ほどのICTの話など、ブラ
	ッシュアップしていきたいと考えている。

(3)議題3 医師の働き方改革に伴う医療機関の特例水準指定に係るスケジュ

ールについて(報告)

事務局より資料に基づいて説明があり、それに対して質疑応答が行われた。なお、質疑応答の概要については、以下のとおり。

委員	時間外労働を労働として認めるか、自己研さんにするか
安貝	
	は、病院によって判断にバラツキが出る恐れがあるが、県としてなる。
-t-7/- H	してある程度統一した見解を出すのか。
事務局	滋賀県内だけでなく全国的に基準を示さないといけない
	項目であると考えており労働局や国に対する質問がQ&A
	として順次まとめられている状況であるため、ご指摘の点は
	Q&Aが公表され次第、県内病院等に共有し、どの病院も同
	じ基準で判断できるようにと考えている。
委員	中小の民間病院は大学から医師を派遣してもらい何とか
	運営できている状況。そのような中で宿日直許可の未取得
	は、地域医療にかなり甚大な影響が出ると思う。宿日直許可
	は国の許可であるが、県で事前に把握してサポートしてもら
	えると非常にありがたい。
委員	病院協会や私立病院協会からも、会員の先生方に宿日直許
	可をなるべく取得してくださいと働きかけてもらえるとあ
	りがたい。当方で独自にアンケート調査を実施しているが、
	取得する予定なしまたは未回答の病院が結構あった。このま
	までは危ないと思っている。県に対しても宿日直許可の取得
	を病院に働きかけてもらえるよう依頼しており、情報交換し
	ましょうと呼びかけているところであるが、病院協会や私立
	病院協会からも、会員に呼び掛けてもらえるよう切にお願い
	したい。
事務局	働き方改革に関して最新の調査結果を取りまとめて国に
	報告したところ。その調査では、どの大学から派遣を受けて
	いるのかという情報もある。派遣を受けている病院が宿日直
	許可を取れるように、また、制度自体を把握していない病院
	もあるため、積極的に医療勤務環境改善支援センターと協力
	して各病院等に働きかけていきたい。滋賀県の地域医療に関
	しては、滋賀医科大学だけでなく、京都大学、京都府立医科
	大学からも医師の派遣を受けているため、そのあたりも含め
	て支援していけたらと思うので、皆様の協力をお願いした
	V) _o

閉会宣告 20時12分